

# 公益財団法人犯罪被害救援基金 犯罪被害者等に対する支援金支給規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）の趣旨を踏まえ、公益財団法人犯罪被害救援基金定款第4条第1項及び第46条第4項の規定に基づき、現に著しく困窮している犯罪被害者等（基本法第2条第2項の「犯罪被害者等」をいう。）であって、社会連帯共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる者に対して、支援金を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(支援金の支給対象者)

**第2条** この規程による支援金（以下「支援金」という。）を受けることができる犯罪被害者等は、犯罪等（基本法第2条第1項の「犯罪等」をいう。）により、被害を被った者（以下「被害者」という。）又はその者が犯罪等によって死亡した場合の遺族とし、犯罪等が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。

2 支援金を受けることができる遺族は、被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹とし、その順位は、原則として、前段に掲げる順序とする。

(支援金の支給要件)

**第3条** 支援金は、次の各号に掲げる要件を満たす者に対して支給することができる。

- (1) 加害者による実効的な賠償等が期待できないと認められ、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による補填がなされないなど、特別な救済の対象とすべき理由があること。
- (2) その置かれている状況その他の事情に照らして、現に著しく困窮していると認められること。
- (3) 支援金を支給することが社会通念上適切でないと認められる事情がないこと。

## 第2章 支援金支給審査委員会

(支援金支給審査委員会の設置)

**第4条** この法人に、定款第46条第1項に基づき、支援金の支給に関する事項について審査するため、支援金支給審査委員会を置く。

2 支援金支給審査委員会は、5人以上8人以下の委員をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから理事会の決議により選出し、理事長が委嘱する。

4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2人を超えて含まれることとなってはならない。

5 委員のうち、委員のいずれか1人とその親族関係を有する者及びその他特殊の関係にある者の合計数は、委員現在数の3分の1を超えてはならない。

## 第3章 支給の申請と決定

(支給の申請)

**第5条** 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式の「支援金支給申請書」に、次の各号に掲げる申請者の区分に応じて、当該各号に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

(1) 犯罪等により死亡した者の遺族

ア 死亡診断書又は死体検案書若しくは当該死亡した者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 申請者の氏名、生年月日、本籍及び当該死亡した者との続柄に関する市長村長（特別区の区長を含む。地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては区長とする。）の発行する戸籍の謄本又は抄本若しくはその他の証明書

(2) 犯罪等により障害が残った者

負傷又は疾病の症状が固定したと思われる日並びに固定したときにおける身体上の障害の部位及び状態（当該障害が残った者が当該障害より介護を要する状態にある場合にあつては、その必要の程度を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書若しくはその他の書類

(3) 犯罪等により傷病を負った者

負傷又は疾病にかかった日及び負傷若しくは疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書若しくはその他の書類

(支給の決定等)

**第 6 条** 支援金を支給し、又は支給しない旨の決定は、支援金支給審査委員会の審議を経て、理事長が決定し、その内容を申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の決定を行うため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、文書その他の物件の提出を求めることができる。

3 理事長は、前項の求めに申請者が応じないときは、第1項の規定にかかわらず、支援金支給審査委員会の審査を経ずに、支援金を支給しない旨の決定を行うことができる。

(支援金の額)

**第 7 条** 支援金の額は、100万円以上500万円以下の範囲内の50万円単位をもって、被害者又は遺族の事情、基金の財政事情等を勘案して定めるとし、支援金支給審査委員会の審査を経て、理事長が決定する。

2 支援金は、一時金として支給する。

## 第4章 補則

(実施細目)

**第 8 条** この規程の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

附則

1 この規程は、平成23年6月22日から施行する。

2 公益財団法人犯罪被害救援基金の犯罪被害者等に対する支援金支給事業に関し、すでに処理された事務で、この規程に係るものについては、この規程によって処理されたものとみなす。